

○議長（茅沼隆文）

日程第6 議案第51号 開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するために必要な規定の整備をしたいので、開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第51号 開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず初めに改正の趣旨をご説明いたします。

本町では、個人の権利、利益の保護及び町民に信頼される公正で民主的な市政の推進を目的として、開成町個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取り扱いの確保に関して、必要な事項とともに、町の実施機関が保有する個人情報に対する開示請求権等を定めています。

平成25年5月にいわゆる番号法が制定されました。番号法に基づく番号制度は、住民票を有する全ての方にそれぞれ異なる12桁の個人番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野において、個人番号を介し、複数の行政機関間で、情報を迅速に授受させることにより、行政の効率性、公平性を高め、国民の利便性を向上させるものです。

一方、個人番号は、原則として生涯変わることのない極めて識別性の高いものであり、さまざまな情報と結びつくことから、万一不正利用された場合には、プライバシーの重大な侵害となる可能性があります。

そこで番号法では、個人番号を利用できる主体、事務の範囲を厳格に制限するとともに、利用者に対し十分な安全対策を求め、違反者に対しては厳しい罰則を科すことを想定しています。

また、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報とした上で、一般の個人

情報とは異なった取り扱いを行うことを求めています。

今回の条例改正は、これに対応するもので、番号法第31条により、番号法第29条、第30条に対応する改正を各自治体の個人情報保護条例において行うことが求められているためのものです。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

開成町個人情報保護条例（平成14年開成町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、第2条に第6号及び第7号を追加するものです。今回必要な保護措置のための条例改正は、特定個人情報及び情報提供等記録を対象としていることから、多くの定義を定めるものです。

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことを言います。具体的には、個人番号が記載された書類、電子ファイルなどが該当します。

情報提供等記録とは、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムで照会、または提供した際に行われたやりとりの記録をいいます。

続きまして、第9条関係です。利用及び提供の制限を、督促を定めるもので、第9条第1項の改正及び第9条の2を新設するものです。

特定個人情報の利用範囲は、厳格に法定されており、一般の個人情報では認められる目的外利用や、第三者提供も、人の生命、身体、または財産保護のために必要な場合など、極めて限られた場合以外、認められません。目的外利用が許容される例外事由を条例で厳格に限定する必要があります。

1ページおめくりください。続きまして、第13条関係です。開示請求、訂正請求及び、利用停止請求について、委任代理人を認めるものです。

特定個人情報については、自己情報コントロール権を手厚く保障する趣旨から、一般の個人情報では、本人及び法定代理人しか認めていないこれらの権利を委任する代理人についても認めるものです。また、ウェブ上で自己の情報提供等記録を随時確認できるマイポータルも運用されることになります。

続きまして、第20条の2になります。利用停止請求事由を追加するものでございます。

番号法上、情報提供等記録については、利用停止請求が認められないため、その旨を条例で規定する必要がございます。また、番号法の規定に反して、収集、保管、作製されたことも利用停止請求を認めるものとなります。

続きまして、第22条の2になります。個人情報の提供先への通知の督促を定めるものです。情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者、総務省のサーバーに同一のものが保管されているため、訂正した場合は、自身以外の2者に通知することとなり

ます。

続きまして、第23条です。特定個人情報につきましては、番号法により、同一方法の開示の実施が規定されていても、町条例による開示の実施を重ねて行う必要があることから、調整規定を適用除外する旨を定める必要があります。

4ページ目をお開きください。最後に附則でございます。

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

本条例案は、番号法に同様の厳格な保護措置を講じるため、また、特定個人情報の適正な取り扱いを確保する改正とご理解いただければと思います。

なお、本条例案は、本年7月に開催されました、足柄上郡5町で共同設置しております、個人情報保護審査会において諮問し、問題ない旨の答申をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

山田貴弘議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。一つお聞きしたいのですが、今回、13条で自己情報開示請求権というところが出ていると思うのですが、ここの部分で、未成年者又は成年後見人という、法定代理人の部分を示しているのですが、最近、18歳からの選挙権とか、そういうものが出てきている中で、当然、これは20歳以下の未成年者が、それなりの権利を行使することができる日本になっていくのではないのかなという部分では、今回、条例改正に当たって、そこら辺の先の見通しを含めた中で議論をされたのか。特に問題があるのは未成年者の扱いの部分で、今後の見解と、今回、どのような議論をしたのかというのを1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

では、ただいまの山田議員のご質問にお答えいたします。基本的に、利用請求等、任意代理人に認めると番号法で定められているものでして、それを町の個人情報保護条例にも適用するということになっております。ですので、このあたりは上郡の5町で設置しております個人情報審査会でも諮問しておりますが、特に問題ないということをお願いいたしますので、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。特に問題ない。問題ないという部分で今回出されているのだと思うのですが、当然、これは国の決まったものがありてきた中で、こういう動きをしているというのは承知しているところなのですが、そこら辺の議論が出たものなのか。また、それを国に対してどういう扱いを今後していくのか。そういう細かなところ

ろの投げかけをしたのかどうか。そこら辺を議論したのかどうかというのを聞きたいので、問題ないのはわかっていますので、そこら辺、お願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員のご質問にお答えいたします。ここについての細かい議論があったかどうかということになりますが、実は、ここはそこまでの深い議論というのはございませんで、番号法の趣旨に沿った個人情報保護条例の改正ということで、その法をそのまま運用しているというのが実態でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第51号 開成町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。